

事項	計画の概要	推進状況
第Ⅰ編 我が国の課題と政策運営 第3章 経済社会の基本的役割とその実施 第3節 経済計画の実施と情勢の変化への弾力的対応	(1)施策の実施状況の点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「生活大国5か年計画」のフォローアップ(4.12.15、5.12.6)              経済審議会で計画策定後の内外経済諸情勢と施策の実施状況を点検し、今後の政策運営の在り方について報告。</li> <li>○ 経済審議会に10の検討委員会を設置(5.3.22)              「生活大国5か年計画」において示された基本方向を更に具体化、詳細化が必要な事項について調査審議を行うため、経済審議会生活大国計画推進委員会の下に10の検討委員会を設置。</li> <li>○ 経済審議会に新総合経済対策の報告(5.4.28)              経済審議会において新総合経済対策(5.4.13 経済対策閣僚会議決定)についての報告を受ける。</li> <li>○ 経済審議会「生活大国計画推進委員会 検討委員会報告」(5.10.1)              10の検討委員会における検討テーマは、以下のとおり。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働環境検討委員会(労働環境の変化が雇用システムに与える影響)</li> <li>・長寿・高齢社会検討委員会(今後の長寿・高齢社会を展望した総合的な視点(年金・医療制度等)からの対策)</li> <li>・消費生活検討委員会(生活者優先の消費生活の姿)</li> <li>・社会資本整備検討委員会(利用者のニーズに沿った生活に関連した社会資本整備方策)</li> <li>・土地有効利用検討委員会(質の高い生活空間を目指した土地の有効利用方策)</li> <li>・経常収支構造検討委員会(我が国の経常収支の中長期的構造)</li> <li>・産業構造検討委員会(生活大国の実現に向けた産業・技術の展開)</li> <li>・食料供給システム検討委員会(消費者ニーズに対応した食料供給システム)</li> <li>・広域経済圏検討委員会(広域経済圏の実態把握と今後の特色ある発展方向)</li> <li>・金融・資本市場検討委員会(我が国金融システムの将来展望)</li> </ul> </li> <li>○ 経済審議会に総合経済対策の報告(6.3.31)              経済審議会において総合経済対策(6.2.8 経済対策閣僚会議決定)についての報告を受ける。</li> </ul>

事項	計画の概要	推進状況
<p>第Ⅱ編 地球社会と共存する生活大国のための施策            第1部 生活大国への変革            第4章 個人の尊重            第1節 ゆとりのための労働時間短縮</p> <p>1. 労働時間短縮のための制度の拡充</p>	<p>(1)完全週休二日制の普及の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「第7次雇用対策基本計画」の策定(4.7.10 閣議決定)              「労働力供給制約に対応するための基盤を整備し、労働者一人一人の個性が尊重され、その意欲と能力が十分に発揮できる質の高い雇用構造の実現を目指すこと」を課題とし、平成4年度から平成8年度までの雇用対策の方向を決定。</li> <li>○ 「労働時間短縮推進計画」の策定(4.10.9 閣議決定)              労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法に基づき、「生活大国5か年計画」との調和を図りつつ、平成8年度までの労働時間短縮の進め方についての計画を策定。</li> <li>○ 国家公務員の労働時間短縮対策(4.12.9 人事管理運営協議会決定)              国家公務員の超過勤務の縮減および年次休暇の使用促進のため、全省庁一斉定時退庁日、超過勤務縮減キャンペーン週間の実施等により、政府全体として環境整備と改善を図っていくこととした。</li> <li>○ 省力化設備投資促進融資制度の創設(4.3.31 緊急経済対策)              (第9章第2節1.(4)参照)</li> <li>○ 「労働基準法」の改正(5.7.1公布、6.4.1 施行)              中央労働基準審議会が労働基準法の見直しについて検討し、「労働時間法制の整備について」を建議(4.12.18)。週40時間労働制への原則移行等この建議を踏まえた労働時間法制全般の整備を内容とする改正労働基準法が成立。関係政省令も平成6年1月4日に公布し、改正法と併せて4月1日から施行。</li> <li>○ 国家公務員の完全週休二日制              平成4年5月1日から国家公務員の完全週休二日制が実施された。</li> </ul>

事項	計画の概要	推進状況
		<p>○ 中小企業時短促進緊急特別貸付 総合経済対策において、中小企業の労働時間短縮のための省力化投資を促進するため、低利融資制度を創設。(2年間の時限措置) 平成4年度補正予算 7,100百万円(2年間で)</p> <p>○ 設備投資減税の実施(4年度総合経済対策、4.10.1施行) (第9章第2節1.(3)参照)</p> <p>○ 設備投資減税の実施(5年度新総合経済対策、5.7.1 施行) (第9章第2節1.(3)参照)</p> <p>○ 労働時間制度改善緊急特別事業の実施 経済団体の役員等を指導員として委嘱し、労働時間の短縮が遅れている中小企業に対して巡回指導等を実施。 平成5年度補正予算 1,708 百万円</p> <p>○ 地方公共団体の完全週休二日制の導入状況(5.10.1 現在) 平成5年9月中までに都道府県では全団体、全地方公共団体では3,089団体(93.5%)が完全週休二日制を導入済。また、平成6年4月1日までに3,296団体(99.7%)が導入の見込み。</p> <p>◎ 中小企業に対する支援制度の創設 週40時間制の達成に向けた計画に基づいて、500万円以上の省力化投資を行い、かつ週所定労働時間を2時間以上短縮した中小企業事業主に対する奨励金制度を5年度に創設。5年度総合経済対策において、省力化投資額に係る要件の緩和(500万円→300万円)等の制度の拡充を実施。また6年度にはさらに、短縮した週所定労働時間数に係る支給要件の緩和(2時間以上→1時間以上)を内容とする拡充を実施。 平成5年度予算 4,461百万円 平成6年度予算 11,471百万円</p> <p>○ 週40時間労働制への移行(6.4.1施行) 労働基準法を改正し、平成6年4月から中小企業等の猶予対象事業場を除き完全週休二日制に相当する週40時間に移行。平成9年4月からは、特別対象事業場を除き全ての事業場が週40時間に移行。</p>

事項	計画の概要	推進状況
<p>2. 労働時間短縮に向けた条件整備</p>	<p>(2)所定外労働の削減</p> <p>(3)年次有給休暇の取得促進</p> <p>(1)労働時間管理が困難な業種への対応</p> <p>(3)労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の円滑な施行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域時短推進事業の創設 地域ごとの実情に応じた中小企業における労働時間の短縮に向けた中小企業団体による自主的取組を推進するために創設された。 平成6年度予算 354百万円</li> <li>○ 時間外労働協定の適正化指針の改正(4.8.12 告示、5.1.1 適用) 時間外労働協定における上限時間の目安を年間 450時間から 360時間に短縮する等の改正を実施。</li> <li>○ 「労働基準法」及び関係政令の改正(6.4.1 施行) 「労働基準法」及び関係政令の改正により、法定割増賃金率については、時間外は25%以上(現行通り)、法定休日は35%以上となった。</li> <li>○ 年次有給休暇の継続勤務要件の緩和(6.4.1 施行) 「労働基準法」を改正し、年次有給休暇の継続勤務要件を1年間から6ヵ月間に短縮。</li> <li>○ 裁量労働制の対象業務の明示(6.4.1 施行) 「労働基準法」を改正して裁量労働制の対象となる業務を命令で定めた。</li> <li>○ 「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」の制定(4.9.1 施行) 業種ごとの実情に応じた事業主の共同の取組を推進するための労働時間短縮実施計画の承認制度等を内容とする「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」の制定。</li> <li>○ 「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」に基づく労働時間短縮実施計画の策定の促進 平成6年3月末までに 100の計画を承認。</li> </ul>

事項	計画の概要	推進状況
	(4)学校の週五日制	<p>◎ 「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」に基づく計画の承認を受けた事業主団体に対する助成制度の創設(5.7.1から実施) 同法に基づく計画の承認を受けた事業主団体に対して、時短推進のための事業を行う経費の一部を支給する助成制度を創設。 平成5年度予算 940百万円 平成6年度予算 940百万円</p> <p>○ 労働時間短縮支援センターの創設(5.7.1改正法施行、センター指定) 労働時間短縮を促進するための給付金の支給等、時短への取組を支援する業務を行わせるため、「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」を改正し労働時間短縮支援センターを創設するとともに、(社)全国労働基準関係団体連合会を同センターとして指定。</p> <p>○ 月1回の学校週五日制の実施(4年度一) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校において、平成4年度の2学期から毎月の第2土曜日を休業日とする学校週五日制を実施。</p> <p>◎ 月2回の学校週五日制に関する調査研究等の実施(4年度一) 調査研究協力校(642校)及び実践研究地域(11地域、94校)における月2回の学校週五日制の研究の成果等を分析しながら今後の段階的拡大について検討。 平成4年度予算 27百万円 平成5年度予算 43百万円 平成6年度予算 43百万円</p> <p>○ 「青少年の学校外活動に関する調査研究報告・活動事例集」等の刊行(4.6) 9都県17市区町村の地域における学校外活動に関する調査研究の報告及び活動事例をとりまとめ、平成4年6月に事例集を刊行。</p> <p>○ 生涯学習審議会「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」答申(4.7.29) (第4章第2節1.(1)参照)</p>

事項	計画の概要	推進状況						
		<p>◎ 青少年の学校外活動に関する調査研究  「9月12日における幼児・児童・生徒の学校外活動実態調査」（平成4年）、5年度は「6月12日における幼児・児童・生徒の学校外活動実態調査」、「民間の学校外活動関連施設実態調査」を行い、今後の学校外活動の充実について調査研究を実施。</p> <table data-bbox="1140 427 1537 518"> <tr> <td>平成4年度予算</td> <td>12百万円</td> </tr> <tr> <td>平成5年度予算</td> <td>17百万円</td> </tr> <tr> <td>平成6年度予算</td> <td>21百万円</td> </tr> </table> <p>○ 学校週五日制に対応した学校外活動充実のための取組みに関する事例集の刊行  全国各地で実施された多様な学校外活動51事例をとりまとめ、平成5年7月に事例集を刊行。</p>	平成4年度予算	12百万円	平成5年度予算	17百万円	平成6年度予算	21百万円
平成4年度予算	12百万円							
平成5年度予算	17百万円							
平成6年度予算	21百万円							

事項	計画の概要	推進状況
<p>第2節 充実した自由時間のための環境整備</p> <p>1. 豊かな学習・文化環境の形成</p>	<p>(1)生涯にわたる学習の環境づくり</p>	<p>○ 生涯学習審議会「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」答申(4.7.29)</p> <p>①リカレント教育の推進、②ボランティア活動の支援・推進、③青少年の学校外活動の充実、④消費者問題・国際理解・国際貢献等現代的課題に関する学習機会の充実、の4つの課題を中心に、学習機会の拡充、学習情報の提供、関係機関等の連携協力・人材の育成・活用、公民館・図書館等の社会教育施設や学校施設等の生涯学習関連施設の整備充実、放送大学等多様なメディアの活用、学習成果の評価など、学習需要の増大等に対応するための種々の施策を提言。</p> <p>◎ 生涯学習に関するナショナルセンター機能の整備に関する調査研究の実施(5年度)</p> <p>既存の全国的な生涯学習関連施設等の連携・協力などにより生涯学習の推進のためのナショナルセンター機能を整備するための方策等について調査研究を実施。</p> <p>平成5年度予算 26百万円 平成6年度予算 35百万円</p> <p>○ 大学審議会「夜間に教育を行う博士課程等について」答申(5.9.16) (第10章第2節(2)参照)</p> <p>◎ コミュニティ・スクール整備事業の創設(5年度)</p> <p>生涯学習活動を積極的に支援する学校施設づくり等のため、コミュニティ・スクール整備事業を創設。</p> <p>平成5年度予算 5,391百万円 平成6年度予算 6,494百万円</p> <p>● 放送大学の全国化の準備(6年度)</p> <p>現在、関東地域の一部に限られている放送大学の対象エリアについて、放送衛星3号後継機を利用した全国化の準備を推進することとし、地域学習センターの整備等に着手する。</p> <p>平成6年度予算 8,877百万円</p>